

学生、保護者、学校関係者の皆様

## 日産・自動車大学の新型コロナウイルスに対する対応方針について

日産・自動車大学校  
学長 本廣 好枝

### 1. はじめに

日産・自動車大学校では、新型コロナウイルス対策として、学生在宅での遠隔授業や教職員の在宅勤務に取り組んでおりますが、今後の授業再開に向けて以下に基本方針を明確にし、更なる取り組みを行ってまいります。

5月14日、政府は39県に対する緊急事態宣言の解除を決定、5月18日現在本学所在地の5府県のうち、神奈川県と京都府以外の3県では緊急事態宣言が解除されました。

しかし、所在県以外の都府県から通学する学生も多く、また緊急事態宣言解除を契機に感染拡大の再発リスクへの対応も必要と考え、即時に授業再開を図るのではなく、政府自治体の要請に従って感染拡大防止に取り組むつつ、学校再開を目指すことを方針として決定いたしました。

4月よりこれまでの間、各種の活動制約により、学生や保護者の皆様をはじめ、多くの学校関係者の方々に大変なご不便とご心配をおかけしております。

一刻も早い教育活動の再開に向けて皆様のご理解とご協力を賜りたく、対応基本方針を共有させていただきます。

### 2. 現在の教育活動レベルと今後について

本学の授業は、整備士資格の取得に向けた学科授業と実習授業で構成されておりますが、4月よりこれまでの間、紙教材の配布やWebでの学科授業を中心に対応してまいりました。

また、本学では学校・学生間の双方向情報ツールとしてHandbookアプリを使用しており、情報の授受や遠隔授業の一部でこれを利用してまいります。

残念ながらWeb授業に関しては、通信環境弱者に対して課題が残されていると認識しており、通常カリキュラムの中からWeb授業に適するものに絞ったコンテンツを優先的に提供しております。

これら授業は、学年終了時に卒業・進級に必要な時間数として保証されており、4月からこの5月末までの間の授業は、監督官庁である国土交通省の指示に基づき、卒業・進級・資格取得に関わる対応が遺漏なくできておりますので、ご安心いただければと思います。

### 3. 学生の修学に向けた今後の対応方針について

#### 1. 留学生

すでに入国済の留学生については、他の学生と同等の扱いをしておりますが、一時帰国中の留学生については、本学から送付するメール及び本学ホームページの対応方針を確認のうえ、その指示に従っていただきます。

なお、再入国後の就学上の配慮措置については、柔軟に対応することといたします。

#### 2. 学生の学外活動について

インターンシップなど学外での研修活動は研修先企業と連携し、感染予防に十分配慮した対応

といたします。

学外での行事活動は当面の間中止とし、再開についてはホームページ等で案内いたします。

3. 学生の学校行事における海外渡航、学生個人による海外渡航

学校主催の海外研修は中止とし、個人の海外渡航も極力回避し、やむを得ぬ場合は外務省海外安全情報を確認してその勧告に従うようにしていただきます。

4. 就職活動

各企業の方針に従い、実施に当たっては感染予防に十分配慮した対応といたします。

5. クラブ・サークル活動、学生イベント

原則として当面の間中止とし、再開についてはホームページ等で案内いたします。

4. 学校再開時の感染予防対応方針について

以下方針に基づく「感染予防対応マニュアル」を各校に配備し、教職員が共通で迅速な行動をとれるようにしてまいります。

1. 手洗いや感染防止エチケットの徹底を指示し、教室の換気、消毒薬の設置、マスクの準備等に万全を期してまいります。
2. 授業の再開にあたっては3密回避のために、学科・学年により登校日や登校時間を調整する分散授業にて対応いたします。
3. 食堂など学生が集まる施設では対面座席を無くす等、人混みを避ける工夫をしております。
4. 学内では教職員はマスクを常時装着し、学生の皆さんにも同様の対応を図っていただきます。
5. 学校再開に合わせて学生寮も再開しますが、生活の場としての感染予防対応には万全を期してまいります。

5. 学校再開時の健康管理指針について

5月8日厚生労働省公表の指針に従い、学生と教職員の健康管理を図ってまいります。

1. 風邪や発熱など軽い症状が現れた場合、授業や仕事を休み外出を控え自宅で療養すること。  
学内で同様の症状があらわれた場合、速やかに帰宅し自宅で療養すること。  
自宅療養期間では、毎日体温を測定し記録すること。
2. 次のような症状が現れた場合、「帰国者・接触者相談センター」に相談し、指示を仰ぐこと。
  - ①息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合、解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様
  - ②重症化しやすい人(\*)で発熱やせきなど比較的重いかぜの症状がある場合  
(\* ) 高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患 (COPD) 等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
  - ③重症化しやすい人でなくても、比較的重いかぜの初期症状(\*)が4日以上続く場合、基礎疾患のある人は2日以上続く場合  
(\* ) 発熱、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常などの諸症状
3. 以下に該当する場合は、症状の有無に関わらず「帰国者・接触者相談センター」に相談して指示を仰ぐこと。
  - ①新型コロナウイルス感染症や感染症の疑いがある者と接触した、あるいは近くにいたもの
  - ②新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者を看護・介護・同居したもの

4. 感染者（疑いを含む）、体調回復者、濃厚接触者の取扱いについて

厚生労働省の指針に基づく学内規定により、学生教職員ともに感染の恐れがなくなるまでの間、登校停止や出勤停止の措置を講じることとさせていただきます。

具体的な日数については、医療機関との相談の元で決定させていただきます。

尚、今回の措置により自宅待機等で受講不可となった授業については、別途無償で補講を実施いたします。

学校の授業再開日時や学生寮再開スケジュールについては、今後の変動も予想されることから、随時各校ホームページにて詳細案内を掲載いたしますので、そちらを参照願います。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響で、保護者の皆様の収入減、或いは学生の皆様のアルバイト収入減などに対して、公的奨学金の追加策等も展開されております。

ご不明な点やその他のご相談につきましては、各学校にお問い合わせください。

以上